

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年9月まで

A市に転居した際、転居届の受付と一緒に国民年金の加入受付を同市役所で行った。仕事が忙しく、夜遅くまで働いており、自分で保険料納付ができなかったところに督促状が届いたので、職場の親方に依頼して、未納の保険料を一括して納付してもらった。督促状と国民年金保険料として8万円ぐらいの現金を1回だけ渡した覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した際、転居届と一緒に国民年金の加入受付を同市役所で行ったとしているところ、戸籍の附票によると、申立人が同市に転居したのは平成3年6月であり、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の番号の被保険者のオンライン記録における資格取得状況から、申立人の国民年金の加入受付は、同市への転居と同時期である同年6月頃に同市において行われていることが推認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年12月まで遡って取得されていることから、申立期間のうち、同年12月から3年3月までの保険料については、過年度納付が可能であり、同年4月から同年9月までの保険料については、現年度納付することが可能であった。

さらに、A市によると、過年度納付が可能であった平成2年12月から3年3月までの保険料については、社会保険事務所（当時）から申立人に対して過年度納付書が送付されていたとしていることから、これが申立人の言うところの督促状であったと考えられる上、申立人は、未納の国民年金保険料として8

万円ぐらいの現金を職場の親方に渡し納付を依頼したとしており、この金額は、過年度保険料及び現年度保険料を合わせた申立期間の保険料額（8万7,600円）とおおむね一致していることから、申立人は過年度納付書が送付されたことを契機として、未納とされていた現年度の保険料を含めた10か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの期間及び54年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年11月から53年3月まで  
② 昭和54年4月から同年10月まで

私の国民年金の加入手続や婚姻までの国民年金保険料の納付は亡くなった母親が行ってくれており、婚姻の時に母親から全て払ってあるからと言われ、年金手帳を渡された。納付方法などの詳細は分からないが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和52年11月以降、母親が保険料を納付してくれていたとする婚姻（60年1月）までの国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無く、申立期間①は5か月、申立期間②は7か月といずれも短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、昭和36年4月に国民年金に加入した後、夫が厚生年金保険被保険者となり、任意加入対象者となった以降も引き続き任意加入するなど、60歳到達までの28年余りの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無い上、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする父親も、国民年金加入期間において未納は無いことから、母親の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月19日にA村に払い出されていることから、この頃に母親が加入手続を行ったものとみられ、この時点において、申立期間①の保

険料については過年度保険料として、申立期間②の保険料については現年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①と②の間である昭和53年4月から54年3月までの期間の保険料が過年度納付されており、申立期間②直後の同年11月以降の保険料が現年度納付されていることが確認できる。これらのことから、保険料の納付意識の高かった母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであるのに、申立期間の1年間のみ保険料を未納にすることは考えられないので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、15年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月頃に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、被保険者資格取得日を申立人が20歳に到達した48年\*月\*日とされていることが確認できる。この加入手続が行われた51年4月を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿（検認票）によると、申立人が20歳に到達した昭和48年\*月から49年3月まで及び50年4月から51年3月までの保険料については過年度納付されていることが確認できることから、申立期間前後の保険料を過年度納付しながら、加入手続時点で納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和55年6月頃に職場近くのA社会保険事務所(当時)へ国民年金の手続に行った際、職員から2年間遡って納付できると言われたので納付することにした。2年分の国民年金保険料をいつ頃どのようにいくら納付したかは忘れてしまったが、同窓口で納付したことだけは覚えている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、保険料納付に口座振替を利用するなど保険料の納付意識は高かったことがうかがわれるほか、申立期間は12か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月7日にB市で払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われ、その際に資格取得日を遡って46年\*月\*日(20歳到達時)とする処理が行われたものとみられる。この払出年月日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳及び昭和55年10月3日付けB市の未納保険料収納内訳書によれば、申立人は、申立期間後の54年4月から55年3月までの保険料を同年10月2日に過年度納付したことが確認できることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料についても過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年9月までの期間及び同年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

私は、A市B区から同市C区に転居（昭和48年1月）後しばらくしてから、同区役所で未納期間の保険料を遡って特例納付ができることを聞き、特例納付の申出を行った。申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で分割して特例納付した。納付したことを示すものは何も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、A市B区から同市C区に転居（昭和48年1月）後しばらくしてから、同区役所で未納期間の保険料を遡って特例納付ができることを聞き、特例納付の申出を行い、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で分割して特例納付していたとしているところ、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「40. 1～42. 3 43. 10～46. 3 納付書発送 49. 9. 27 社保で請求 保険料特別納付勸奨書発送(附18条) 49. 9. 26」と記載されていることが確認できる。このため、申立人は、第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中に保険料を特例納付する申出を行い、申立人に対して、申立期間を含む40年1月から42年3月までの期間及び43年10月から46年3月までの期間の納付書が49年9月27日に発送されていることから、申立人の主張と一致する。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、前述のとおり、



納付書が発送されている期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの期間及び43年10月から46年3月までの期間については特例納付していたことが確認できることから、申立人が特例納付の申出を行いながら、当該期間の保険料のみ特例納付を行い、申立期間の保険料を特例納付しなかったとは考え難く、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料も送付されてきた納付書で特例納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和41年4月から同年8月までの期間、42年8月及び同年9月の納付記録がそれぞれ、60年2月14日、平成2年10月26日に追加処理されていることが確認できることから、申立人に係る納付記録の管理が不適切だった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和40年10月及び同年11月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料は20歳以降の分を未納期間が生じないように遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月6日にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って52年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間を除く過年度納付が可能な期間は全て納付済みとされていることから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる上、申立期間前後の期間は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。このため、納付意識の高かった申立人が過年度納付可能な申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は、会社退職（昭和42年2月）後、母親から勧められ、時期はよく覚えていないがA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料及び加入後の保険料は、私が婚姻（44年10月）して1、2年後までは母親が私の分と一緒に納めてくれていた。申立期間当時、保険料を遡ってまとめて払ったことを母親から聞いた覚えがあり、43年4月から44年3月までの領収印の無い領収書（「領収控」）を持っている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く昭和44年4月から60歳到達の前月の平成14年\*月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初から60歳到達の前月の昭和53年\*月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月13日にA市に払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って42年8月17日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの領収印の無い「領収控」を1枚所持しているとしており、提出された「領収控」

は、社会保険事務所（当時）が作成・送付した納付書の3枚つづりのうち、金融機関等の控えに当たるものである。本来、保険料を収納した金融機関等は、当該納付書に領収印を押し、納付した者に対して「納付書・領収証書」を手渡す必要があるところを誤って押印漏れの「領収控」を手渡した可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、保険料を遡ってまとめて納付したことを母親から聞いた覚えがあるとしているところ、前述のとおり、申立人に対して過年度納付書が送付されていることから、保険料の納付意識の高かった母親が申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの保険料も送付されてきた過年度納付書により納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月頃から同年2月頃まで  
② 昭和36年3月1日から同年7月28日まで

私は、昭和36年1月及び同年2月にC事業所D支店の集金係として勤務していたときの厚生年金保険の記録が無い。

また、A社B支店に昭和36年3月に入社し、同社に39年9月まで集金係として勤務したが、36年3月1日から同年7月28日までの期間の記録が無いので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社B支店の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において同社同支店の集金係として勤務していたことが推認できる。

また、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった月（昭和36年3月）に、同社同支店における厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「A社B支店は、昭和36年3月に開設された。当時、営業職には見習期間があったが、集金業務及び事務を担当する者などの内勤職は、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得していた。」と証言している。

さらに、昭和36年3月にA社B支店における被保険者資格を取得している別の同僚は、「私は、A社B支店で昭和36年3月から37年1月まで、集金業務を担当していた。」と証言しており、同社同支店では、集金業務を担当する従業員を支店開設の月（36年3月）から厚生年金保険の被保険者資格を取得さ

せていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を継承したE社は、当時の資料が現存しないため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、C事業所D支店の本社であるC事業所は、「申立人に関する勤務の実態、厚生年金保険の資格の有無、給与からの保険料控除の有無については、当時の記録が残っていないため不明である。なお、現在の職員は雇用契約を締結し厚生年金保険の資格を取得させているが、個人委託事業者で集金業務を専門とするスタッフは、業務委託契約を締結しており、社会保険の適用除外者であることから厚生年金保険の資格を取得させていない。申立人は、集金は歩合制であったとしていることから職員では無く個人委託事業者と思われ、厚生年金保険の資格を当時取得していなかったと思われる。」と回答している上、申立人も、「C事業所D支店とは、請負契約だった。」と述べている。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみのため、同人を特定することができない上、申立期間①当時、C事業所D支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことを覚えていないと証言している。

さらに、C事業所D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間①において整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月19日  
② 平成19年7月19日

私は、平成16年11月から19年7月までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間における賞与記録が無いことが分かった。

私が保管している賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上述の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料をA社により控除されていたことが認められるものの、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日（平成19年7月19日）から2日後の同年7月21日に、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、当該被保険者期間に係る保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の賞与から厚生年金保険料を控除されているものの、当該賞与の支給月（平成19年7月）は、申立人が厚生年金保険被保険者とはなり得ない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料徴収の対象とはならないことから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、7,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は22万円、申立期間③は32万円、申立期間④は18万7,000円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は40万円、申立期間⑧は38万円、申立期間⑨は36万9,000円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑪は36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月5日  
④ 平成16年8月2日  
⑤ 平成16年12月10日  
⑥ 平成17年7月25日  
⑦ 平成17年12月9日  
⑧ 平成18年7月7日  
⑨ 平成18年12月8日  
⑩ 平成19年7月13日  
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立

期間②から⑪までは記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼表、賞与額逆算シート及び賞与台帳(以下「賞与関連資料」という。)により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪において、9万円から40万円までの賞与が支給され、7,000円から40万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は7,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は32万円、申立期間④は18万7,000円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は40万円、申立期間⑧は38万円、申立期間⑨は36万9,000円、申立期間⑩は33万円、申立期間⑪は36万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものの、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」と主張しているが、賞与に係る保険料徴収は、厚生年金保険法の改正に伴い平成15年4月から総報酬制へ移行しており、同年4月に支給した賞与に係る保険料について平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は22万円、申立期間③は33万6,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円、申立期間⑥は37万2,000円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は46万6,000円、申立期間⑩は51万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月5日  
④ 平成16年8月2日  
⑤ 平成16年12月10日  
⑥ 平成17年7月25日  
⑦ 平成17年12月9日  
⑧ 平成18年7月7日  
⑨ 平成18年12月8日  
⑩ 平成19年7月13日  
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立

期間②から⑪までは記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼表、賞与額逆算シート及び賞与台帳(以下「賞与関連資料」という。)により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪において、8万円から51万8,000円までの賞与が支給され、6,000円から51万8,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は6,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は33万6,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円、申立期間⑥は37万2,000円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は46万6,000円、申立期間⑩は51万8,000円、申立期間⑪は46万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないものの、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」と主張しているが、賞与に係る保険料徴収は、厚生年金保険法の改正に伴い平成15年4月から総報酬制へ移行しており、同年4月に支給した賞与に係る保険料について平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万1,000円、申立期間②は37万6,000円、申立期間③は45万5,000円、申立期間④は43万円、申立期間⑤は47万1,000円、申立期間⑥は42万5,000円、申立期間⑦は47万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成17年12月9日  
④ 平成18年7月7日  
⑤ 平成18年12月8日  
⑥ 平成19年7月13日  
⑦ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において、14万4,000円から47万8,000円までの賞与が支給され、14万1,000円から47万8,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事

業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は14万1,000円、申立期間②は37万6,000円、申立期間③は45万5,000円、申立期間④は43万円、申立期間⑤は47万1,000円、申立期間⑥は42万5,000円、申立期間⑦は47万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は18万4,000円、申立期間③は28万8,000円、申立期間④は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日  
② 平成18年12月8日  
③ 平成19年7月13日  
④ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は18万4,000円、申立期間③は28万8,000円、申立期間④は42万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は14万2,000円、申立期間③は26万6,000円、申立期間④は31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日  
② 平成18年12月8日  
③ 平成19年7月13日  
④ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④において、その主張する標準賞与額（申立期間②は14万2,000円、申立期間③は26万6,000円、申立期間④は31万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険



料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料については、当該賞与支給後の給与等からも控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日  
② 平成18年7月7日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが、年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6156

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社から平成16年7月9日に賞与が支給され、賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社から平成16年7月9日に賞与が支給され、賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社から平成16年7月9日に賞与が支給され、賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額(100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①のうち、平成14年10月1日から16年5月16日までの期間については、申立人の標準報酬月額の記録を、14年10月から15年3月までは41万円、同年4月から16年4月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立期間②及び③について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から16年4月まで  
② 平成15年6月30日  
③ 平成15年11月28日

申立期間①の標準報酬月額が、当時、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と比較して低い額になっている。また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録も無いので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年1月から

同年5月まで申立人が主張する44万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、同年1月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚8人についても、申立人と同様に平成14年6月7日付けで、同年1月1日まで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された銀行の取引先元帳によれば、当該期間におけるA社からの毎月の給与振込額は、33万円から36万円程度で推移しており、当該期間における申立人の給与支給額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

また、A社に係る滞納処分票により、平成14年当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるとともに、同社の事業主は、「当時、厚生年金保険の事務は、妻が担当していたが、その妻から、滞納している保険料を減らすために標準報酬月額を低く届け出ることを社会保険事務所からアドバイスされたと聞いたことがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、同年1月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理（平成14年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の事務処理が不合理であったとまでは言えない。

2 申立期間①のうち、平成16年2月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料（3万5,567円）を給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成14年12月から16年1月までの期間、同年3月及び同年4月については、申立人から提出された同年2月の給与明細書、取引先元帳及び同僚2人から提出された給与明細書（以下「給与明細書等」という。）並びにB市税事務所が保管する平成16年分及び17年分住民税課税基礎資料を検証したところ、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料（3万5,567円）を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書等及び住民税課税基礎資料において確認できる総支給額又は保険料控除額から、平成14年12月から15年3月までは41万円、同年4月から16年4月までは44万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成14年10月及び同年11月については、平成15年分住民税課税基礎資料を検証したところ、申立人は、当該期間において、その直後の期間と同額の厚生年金保険料（3万5,567円）を給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の検証結果により推認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち、平成14年10月から16年4月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②及び③については、同僚2人から提出された給与明細書、上記の給与明細書等及び平成16年分住民税課税基礎資料を検証したところ、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 愛知厚生年金 事案6160

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から18年6月まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額以上の保険料が給与から控除されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成17年9月から18年2月まで、22万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで、17年9月7日に遡って15万円に引き下げられ、その後、18年6月まで同額で継続していることが確認できる。

また、A事業所の同僚9人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成18年3月7日付けで、17年9月7日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によれば、申立人の給与支給額は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成17年9月及び同年10月は22万円程度、当該遡及訂正処理が行われた後の18年3月から同年6月までは22万円から28万円程度で推移しており、当該遡及訂正処理が、申立人の給与実態の変更に即した処理ではなかったことが認められる。

また、滞納処分票によると、A事業所は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、当時の経理担当者が社会保険事務所と保険料の滞納額を減少させることについて相談していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものと考えることは難しく、申立人について17年9月7日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、22万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年9月まで

私は、A厚生年金基金より連絡を受け、申立期間の標準報酬月額が17万円になっていることを知った。申立期間の賃金台帳を提出するので、調査の上、47万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社の賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、47万円と記録されていることが確認できるところ、同社及び同基金は、いずれも当時から算定基礎届は複写式の用紙を使用していると回答していることから、同社は申立期間当時、同基金に提出したものと同一内容の算定基礎届を社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったことが認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年9月15日まで  
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した約7か月後、脱退手当金が支給決定されたこととされている昭和36年4月7日からはずか1週間後に、別のB事業所で同資格を取得しており、申立人が申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、上記B事業所で被保険者資格を喪失（昭和36年10月19日）したことに合わせて国民年金に加入し、同年10月から54年3月まで継続して保険料を納付しており、当時、年金を継続する意思があったことがうかがえる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したC社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、同社は、申立人が、中学を卒業して最初に勤務した会社であることから、当該勤務期間を失念するとは考え難く、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案6163

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月6日から32年11月1日まで  
② 昭和32年11月1日から33年2月26日まで

脱退手当金が支給された記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年半後の昭和36年9月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立期間を含む4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和36年9月18日時点には、既に国民年金に加入し保険料を納付していることを考慮すると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から44年1月26日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間より前の5回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初の被保険者期間を含むこれらの被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の事務担当者(取締役)は、「当時、脱退手当金の代理請求の手続は行っていない。」と証言しており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期(昭和44年3月18日)には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案6165

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年9月2日まで  
② 昭和37年2月1日から40年3月1日まで  
③ 昭和41年7月1日から43年9月15日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、A社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年9か月後の昭和47年6月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と250円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間にあるD社における被保険者期間及び申立期間②と③の間にあるE社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月23日から37年2月27日まで

A社B支店在職中に転職することが決まり、そのことを同社に話した上で退職した。退職時に同社から脱退手当金についての説明は無かった。退職直後の3月から新しい勤務先であるC学校で働き始めた。脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金を受給したという記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が最初に勤務した事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人は、「A社B支店在職中に転職することが決まり、そのことを同社に話した上で退職した。退職時に同社から脱退手当金についての説明は無かった。退職直後の3月から新しい勤務先であるC学校で働き始めた。」としているところ、申立人は、A社B支店における被保険者資格を喪失した約2週間後の昭和37年3月16日からC学校に勤務し、D共済組合に加入していることを踏まえると、その当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案6167

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から42年5月6日まで

A社B支店を退職後、すぐにC社に就職した。自分で脱退手当金を請求した覚えは無く、脱退手当金を受け取りに行った覚えも無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、3回の被保険者期間のうち、申立期間より前の期間及び申立期間より後の期間の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、最初の被保険者期間及び直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている直近の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

また、申立人はA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後にC社で同資格を取得していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から11年3月まで

17歳の時に交通事故に遭い、足が不自由となり、なかなか仕事に就くことができず、経済的に苦しかったため、毎年度、免除申請を行っていた。申立期間についても免除申請を行ったはずなのに、申立期間の国民年金保険料が免除とされていないのは納得できない。

申立期間の保険料は免除してもらっていたはずであるので、申立期間の保険料を免除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については毎年度免除申請を行い、保険料を免除してもらっていたとしているが、申立期間の免除申請を行った時期についての記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間の前年度である平成2年4月から3年3月までの免除申請が2年5月31日に行われた後、申立期間の翌年度である11年4月から12年3月までの免除申請が11年5月31日に行われるまでの間に、免除申請が行われた形跡は見当たらない上、A市の国民年金情報検索システムにおいても、オンライン記録同様、申立期間は全て未納とされている。

さらに、A市によれば、申立期間当時、保険料の免除を受けるためには、毎年度免除申請を行うことが必要であったとしていることから、8年度分(96か月)の8回にもわたり、記録漏れ、記録誤り等が生じたとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び3年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月  
② 平成3年3月

過去納めていなかった保険料を遡って納められる等の特例期間があったため、平成8年12月又は9年1月頃に全額免除申請書を2枚記入し、記録に漏れがないようにしてもらったので、申立期間について、免除申請があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、当初、平成2年8月から3年4月までの期間については、第3号被保険者期間とされていたが、この間に元夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失（2年8月31日喪失、同年9月1日取得、3年3月21日喪失、同年4月11日取得）記録が判明したことから、これに伴い申立人の種別変更が9年2月5日付けで行われた結果、申立期間①及び②が第3号被保険者期間から第1号被保険者期間とされ、当該期間の保険料が未納とされたことが確認できる。

申立人は、上記種別変更が行われた時期とほぼ同時期である平成8年12月又は9年1月頃は、過去の未納保険料を遡って納付できる特例期間であったので、未納とされていた申立期間①及び②の保険料について、納付はしなかったが、免除申請を行ったとしているものである。

しかしながら、2年の納付時効に関わりなく、過去の未納保険料を遡って納付することができる特例納付は、昭和53年7月から55年6月まで実施されていた第3回特例納付が最後であり、それ以降は実施されていない上、申立人が行ったとする保険料の免除については、特例的に遡って承認される制度はこれまで実施されたことはなく、申立人が申立期間①及び②について免除申請を行

ったとする時期（平成8年12月又は9年1月頃）であれば、免除の承認は申請のあった日の属する月の前月からとされていたことから、申立期間①及び②について遡って免除を受けることはできなかったものと考えられる。

なお、申立人が免除申請を行ったとする上記時期には、第3号被保険者の特例届出（平成7年4月から9年3月まで）が実施されていたことから、申立人が主張する特例期間とはこの特例届出のこととも考えられるが、当該制度は7年4月1日以前の第3号被保険者のうち保険料納付済期間に算入されない期間（第3号被保険者の届出が遅れた場合等は、その届出から遡って2年前までが納付済期間に算入され、それ以前は未納として扱われる。）がある場合は、社会保険庁長官（当時）に届出をすれば、当該期間が第3号被保険者として保険料納付済期間に算入されるというものであり、第1号被保険者のうち未納期間について、納付や免除を遡って行うことができるという制度ではなかった。

また、申立人が上記手続きを行ったとするA市の国民年金に係る記録においてもオンライン記録同様、申立期間①及び②については未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年12月まで

申立期間当時、私は他県のお寺に行っており収入が無かったので、母親が代わりに私の国民年金の加入手続きを行い、父親か母親名義の金融機関から口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、私が20歳になってすぐ手続きしたはずだと言っているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする母親は、申立人が20歳（昭和55年\*月）になってすぐに国民年金の加入手続きを行い、金融機関の口座振替により保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の記号番号の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金加入手続きは昭和60年3月頃に行われ、この手続きの際に国民年金被保険者資格を55年\*月（20歳到達時）まで遡って取得する処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、母親は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、前述の加入手続きが行われた時点において、時効成立前であり、遡って保険料を納付することが可能であった申立期間直後の昭和58年1月以降の保険料については、納付日は不明であるものの納付済みとされていることが確認できる。これは、加入手続き時点において、可能な限り遡って保険料を納付したものの、申立期間の保険料については既に時効が成立しており、遡って納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで  
② 平成元年1月から同年3月まで

勤めていた会社が廃業（昭和60年1月）した1、2か月後に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、アルバイトをしていた同年2月か3月頃にA町役場から申立期間①の国民年金保険料の請求書（納付書類）が届き、同町役場で2か月分と1か月分を納付した覚えがある。仕事をしながら夜間の学校に通っていた頃の申立期間②の加入手続は役場で行ったと思う。保険料を納付した場所は定かでないが、未納期間が無いように納付したと思う。納付したことを示す領収書は持っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した1、2か月後に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、昭和60年2月か3月頃にA町役場から申立期間①の国民年金保険料の請求書（納付書類）が届き、同町役場で2か月分と1か月分を納付した覚えがあるとし、申立期間②について、保険料を納付した場所は定かでないが、未納期間が無いように納付したと思うとしているところ、i) 国民年金の加入手続は市町村で行うこととされており、制度上、国民年金加入手続を行っていない者に対して市町村から納付書の作成・送付を行うことはない上、同町においても申立期間①当時未加入者に対して納付書の作成・送付は行っていないとしていること、ii) 申立人は、加入手続時期及び状況の記憶は明確でないとしていること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間①及び②

に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月22日にB市C区で払い出されており、同市の国民年金保険料検認状況一覧票の得喪歴史欄を見ると「040401」と記録されている。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録（1）に記載されたとおり、被保険者となった日を遡って昭和60年1月25日、64年1月1日及び平成4年4月1日とし、被保険者でなくなった日を昭和60年4月1日及び平成元年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入となる上、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3065 (事案 1732 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年9月までの期間及び62年4月から平成4年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から60年9月まで  
② 昭和62年4月から平成4年11月まで

前回申立てをした時は、通帳の存在を忘れていたが、今回通帳が見付かり再度申立てをした。平成4年5月22日に夫名義の預金から40万円を引き出して、社会保険事務所(当時)で申立期間のどの期間なのか分からないが、同年5月末までに国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録及びA市の記録共に、国民年金保険料は申請免除と記録されていること、昭和54年度以降、一部の期間の保険料は申請免除後に追納されており、保険料の免除を申請した記憶は無いとする申立人の主張と相違する上、申立人は社会保険事務所で納付したとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月30日付けで、当初の申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、57年9月から60年9月までの期間及び62年4月から平成4年11月までの期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに夫名義の通帳の写しを提出し、平成4年5月にまとまったお金が入ったため、同年5月22日に40万円を引き出して、月末までにB社会保険事務所(当時)の窓口で保険料を一括納付したとしているところ、通帳の写しを見ると、C銀行の夫名義普通預金口座から「年月日 04-05-22 お支払金額 400,000」と記載されているのが確認でき



るものの、i) 申立人は夫婦二人分の保険料を納付したのか申立人自身のみであったのか分からないとしている上、納付対象期間の記憶は無く、ただ納付したとするのみで保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 納付記録では、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの保険料が平成 4 年 4 月から同年 8 月までに毎月追納（夫も同様に追納。）されていること、及び昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料が平成 7 年 10 月に追納されていることが確認でき、免除期間は先に経過した月から順次納付することとされていることから、4 年 5 月に申立期間に係る保険料を納付したものと推認することはできない。

これらのことから、平成 4 年 5 月に 40 万円を引き出したとする預金記録は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3066 (事案 1337 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、昭和36年5月にA市B区で自営業の手伝いをしていた夫と結婚し、37年8月までは義父母と同居していた。同区内で2回転居したが43年に実家へ戻るまで、その間、夫はずっと実家に勤務して私は専業主婦で家計費を渡されるだけであった。生前夫は払ったと言っており、今回36年頃に500円ずつ義父母が払っていたという情報を聞いた。間違いなく払い込んであると信じていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる夫は既に死亡しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であること、また、申立人は夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれたと聞いていたとしているところ、i) 国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和42年6月1日であり、これを基準とすると申立期間の半分は時効により保険料を納付することはできないこと、ii) 一緒に保険料を納付したとする夫についても申立期間は未納とされていることから既に当委員会の決定に基づく平成21年4月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、前回の申立ての聴取の過程で義妹から夫を含めた家族5人分の保険料500円を納付していたことを聞いたとしていたことについて、その義妹から昭和36年頃に義父母が500円ずつ保険料を納付していたことを聞いたとする内容に変更した上、申立内容に追加しているが、

申立人は誰の分の保険料を納付していたかは不明としており、義妹から事情を聴取することは難しいとしているほか、保険料を納付していたとする義父母は既に死亡していることから申立期間の保険料納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、義父母の国民年金手帳記号番号は、義父（明治 40 年\*月生）は資格取得日を昭和 48 年 11 月 14 日として 5 年年金（再開 5 年年金）に加入しており、義母（明治 44 年\*月生）については、資格取得日を昭和 36 年 4 月 1 日として 42 年 6 月 1 日に払い出されている。これらの国民年金手帳記号番号払出日等を基準とすると申立期間のうち、36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は現年度納付することはできないことから、36 年頃に義父母が申立人及びその夫の分を含めて 500 円ずつ保険料を納付したものとは考え難い。これらのことから、今回の申立てにおける情報は申立期間の保険料を納付したことまでをうかがわせるものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年1月まで

私は、昭和61年3月に大学を卒業し、父親が従事していた農業を手伝うようになった。その頃に父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても、父親名義の預金口座から一緒に年度初めに前納によって納付してくれたと聞いている。平成3年12月に婚姻後は、妻の保険料も同じ口座から夫婦及び父親と一緒に年度初めに前納していたにも関わらず、妻には未納が無く自分だけ未納がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、加入手続時期、年金手帳の受領時期及び受領方法についての記憶が無い上、申立人の保険料の納付に係る口座振替手続時期についての記憶も無いとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和61年3月に大学卒業と同時に父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、父親名義の口座から一緒に保険料を納付していたところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年11月16日に同市において払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って昭和59年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が父親から受け取り、所持する年金手帳の記載内容とも符合する(オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、妻の国民年金手帳記号番号は平成4年1月27

日に同市において払い出されている。)。このため、この加入手続が行われた同年11月を基準とすると、昭和59年2月から平成2年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金に加入した直後の年度初めより父親名義の口座から保険料を前納していたとしているが、前述の申立人の加入手続時期（平成4年11月）を基準とすると、申立期間のうち2年10月から4年3月までの期間は過年度納付となることから前納することはできず、同年4月から5年1月までの期間については現年度納付できたものの、A市では1年度分前納の納付期限を4月としていることから前納できない上、同市の申立人の国民年金被保険者名簿によれば、補記欄に「5年2月～（5年4月～）振替」の記載があり、口座振替による保険料の納付に係る手続が5年2月に行われ、同年4月から口座振替が行われたものと推認されることから、申立期間の保険料が父親名義の口座から口座振替により納付（前納）されていたとは考え難い。

加えて、申立人のオンライン記録の納付記録を見ると申立期間を含め昭和59年2月から未納とされており、平成5年2月は同年2月26日に、同年3月は同年3月31日に保険料が納付されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録においても同年2月から納付したとされており、これら記録に齟齬はなく、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から59年3月まで

母親から「姉の時は20歳から払うのを忘れてしまったので、あなたのは20歳の時から保険料を払っておいた。」と聞いているので、母親が私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を払ってくれていたと思う。そのほかのことについては覚えていない。母親は他界しており、領収書も無いので、何も証明することはできないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に他界していることから、加入手続き及び保険料納付状況については確認することができない上、申立人は、自身で加入手続きを行ったことは無く、所持する年金手帳の受領方法についても覚えておらず、申立期間の保険料の納付時期、納付回数、納付場所及び保険料額について分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月9日にA市B区に払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、同年6月頃に申立人の加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って申立人の20歳到達時である57年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の資格取得欄に「57 \* \*」事由に「モレシヤ」と記載されていることとも符合する。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未

納とされている上、前述の申立人の加入手続時期（昭和 59 年 6 月頃）を基準とすると、申立期間のうち、57 年 2 月及び同年 3 月は時効により保険料を納付できず、同年 4 月から 59 年 3 月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は、前述のとおり、申立期間の保険料の納付時期、納付回数、保険料額等について分からないとしていることから、母親から「姉の時は忘れてしまったので、あなたのは 20 歳の時から保険料を払っておいた。」と聞いたとしていることのみをもって、母親が当該期間の保険料を過年度納付したとまでは推認し難い。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3069（事案 1260 及び 1941 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 43 年 4 月までの期間、46 年 12 月から 48 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 43 年 4 月まで  
② 昭和 46 年 12 月から 48 年 6 月まで  
③ 昭和 48 年 10 月から 50 年 9 月まで

私は、申立期間当時、会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に印を押してもらったことや、各申立期間についての国民年金保険料月額や国民年金手帳の形状及び保険料を遡って納付した記憶があるという申立内容で、これまで 2 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知文を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、申立期間当時、会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付していた。申立期間が未納とされているのは、行政機関の故意、過失によって消えてしまったとも考えられる。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時に納付したとする国民年金保険料の額や国民年金手帳の形状などの記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 8 月に払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認されること、申立人の国民年金の資格取得日は 52 年 3 月 1 日で、申立期間①、②及び③は無資格



期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、自宅にあったメモを基に、申立期間当時の国民年金保険料額や国民年金手帳の形状を思い出し、保険料を遡って納付したことがあることも思い出したとして当委員会に再申立てを行ったが、当該メモは、平成 20 年から記載されたものであると推認でき、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料ではなかった。一方、前回の申立て（再申立て）では、申立期間④として挙げた昭和 52 年 6 月から 57 年 3 月までの期間については、53 年 8 月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認されることから、この期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、及び昭和 53 年度以降の国民年金加入期間の保険料は全て納付されており、申立期間④直前の 52 年 3 月から同年 5 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが国民年金被保険者台帳で確認することができることから、同様にこの期間も過年度納付したと考えても不自然ではないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 24 日付け申立期間のうち、申立期間④のみ納付記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、今回の再々申立てにおいて、前回の決定において記録の訂正が必要でないとされた申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているのは納得できないと主張するのみで、これまでの申立内容に変更は無いことから、今回の申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年12月まで

私は、昭和58年3月頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、加入手続から遡って2年間分の納付書が1枚送付されてきたので、この納付書で金融機関に約11万円を納付し、同年4月からは、同区役所から送付されてきた納付書で1か月4,000円から5,000円ぐらいの保険料を郵便局で納付した。納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は、加入手続から遡って2年間分の納付書が1枚送付されてきたので、この納付書で金融機関に約11万円を納付し、同年4月からは、同区役所から送付されてきた納付書で1か月4,000円から5,000円ぐらいの保険料を郵便局で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付周期は覚えていないとしている上、昭和58年度の保険料月額は、5,830円、59年度の保険料月額は、6,220円であることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を遡って昭和56年4月1日として61年10月7日にA市B区で払い出されている。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、56年4月から59年6月までの保険料は時効により納付することはできず、同年7月から同年12月までの保険料は過年度納付が可能であった。しかしながら、申立人は、遡って一括納付したのは一度のみであるとしており、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の60年1月

から61年3月までの保険料（9万9,540円）が62年2月24日に一括で過年度納付されていることが確認できる。この過年度納付された時点では、59年7月から同年12月までの期間については時効となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年2月まで

私は、会社を退職（平成9年12月）し、婚姻（平成10年3月）するまでの申立期間の国民年金保険料を滞納していた。婚姻後に納付書が届いたため、A市役所の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付した。納付時期や納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（平成10年3月）後に納付書が届いたため、A市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているものの、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については明確に覚えておらず、詳細は不明である上、同市では、市役所の窓口での国民年金保険料の現年度保険料及び過年度保険料の収納は行っていないとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、オンライン記録によると、申立人に対して、社会保険事務所（当時）から平成12年1月12日に過年度納付書が作成・送付されていることが確認でき、申立人は、同納付書により申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかしながら、前述のとおり、申立人の主張するA市役所の窓口では、国民年金保険料の現年度保険料及び過年度保険料の収納は行われていないことから、申立人が同納付書により申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなってい

るものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から60年11月まで  
会社を退職(昭和46年2月)した頃に母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、会社を退職(昭和46年2月)した頃に母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料も納付してくれていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同市においても申立人に係る記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6168

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月2日から55年10月1日まで

私は、ヘッドハンティングでA社に転職したので、前職よりも高い給与があった。ねんきん定期便の記載によると、同社の資格取得時の標準報酬月額が15万円となっており、前職の資格喪失時（26万円）よりも10万円以上も低い上、14か月後に34万円に上がっているのは不自然である。また、当時の社長に、「入社後2年間、給与は変わらない。」と言われた記憶があるので、資格取得時から給与は34万円であると思われる。調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿の記録により、申立人は、申立期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額（15万円）より高い27万円から32万円の給与を支給されていたことが認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人の入社条件について直接は知らないが、申立人は、特殊な技術職として当時の事業主が引き抜いた社員であったので、最初は高額な給与を約束していた可能性はある。」と証言しているものの、同社は既に解散しており、申立人を引き抜いた当時の事業主及び経理担当者は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡の取れる同僚6人に照会したところ、2人から回答があったが、いずれも当時の給与明細書等を所持しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

さらに、当該同僚のうち1人は、「保険料については覚えていないが、自

分は技術職として引き抜きにより入社し、初めは前職よりも給与額が高かった。」と回答しているが、オンライン記録によると、当該同僚の資格取得時（昭和48年12月）の標準報酬月額は、前職の資格喪失時と同額とされており、資格取得から7か月後に5等級上位の28等級に変更されていることが確認できることから、A社では、資格取得時の標準報酬月額が、必ずしも入社時の給与額に見合うものとなっておらず、理由は明らかでないものの、入社から当面は標準報酬月額を低く設定していたことがうかがえる。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、標準報酬月額に係る記載内容に不備は無く、遡って訂正等が行われた形跡も認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6169

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から39年2月まで  
② 昭和41年6月から同年10月まで  
③ 昭和43年6月から45年7月まで

私の記憶している給与額は、A社B支店及びC社は10万円から12万円、D社は10万円から18万円であったのに対し、ねんきん定期便の標準報酬月額はそれより低い金額となっているので、正しい標準報酬月額に訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店は、平成6年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、高齢のため事情を聴取できず、当該期間に係る申立人の給与額及び保険料控除額については確認できない。

申立期間②について、C社は、「厚生年金保険料の控除について確認できる当時の資料は無い。」と回答しており、当該期間に係る申立人の給与額及び保険料控除額については確認できない。

申立期間③について、D社の当時の事業主の妻は、「夫は既に死亡しており、当時の関係資料は無いが、当時は、私が事務手続を担当しており、算定基礎届は手書きの上、社会保険事務所（当時）に賃金台帳を持参して金額を突合してから提出していたので、間違っているはずがない。」と証言している。

また、D社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に記載された当該期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間①、②及び③について、当時の同僚（A社B支店、C社及びD社共に各二人）は、いずれも「当時支給されていた給与額については、はっきり覚えていないが、自分の標準報酬月額記録に間違いがあるとは思っていない。」旨証言している上、当時の各社における厚生年金保険の取扱い等について証言が得られない。

また、オンライン記録によると、A社B支店、C社及びD社において申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人とほぼ同額又は同様の推移とされており、申立人のみが同僚の取扱いと異なり標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、厚生年金保険被保険者原票でも、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月26日から61年2月1日まで

私は、前職を定年退職後、昭和51年8月から平成6年までA社で勤務した。昭和61年3月までは、年齢に関係なく厚生年金保険の被保険者になれたはずであるが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の書類の大半を処分したため、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除などについては不明であるが、現在残されている健康保険被扶養者（異動）届によると、申立人は、一旦、当社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再取得したものと思われる。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和53年1月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、同社から提出された上記被扶養者（異動）届により、申立人が61年2月1日付けで同資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に、A社において厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある同僚は、「私は、昭和51年8月頃、申立人に誘われて一緒にA社に入社し、申立人と共に平成6年まで勤務したが、二人とも高齢であることを理由に途中退職した時期があった。その後、業務繁忙と人出不足を理由に再び同社から声が掛かり、申立人と一緒に再入社したと記憶している。申立人の1回目の退職時期は記憶していないが、私と同様、申立人も途中退職したと思う。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和53年1月25日にA社を

離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録における初回の資格喪失日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から32年11月1日まで  
② 昭和34年1月4日から36年3月31日まで

脱退手当金を2回受け取った記録になっているが、1回も受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、申立期間①の脱退手当金は、同期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年3月7日に支給決定されているところ、同期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（32年11月1日）の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者5人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人に支給記録が確認でき、そのうち3人については6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②について、同期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間、申立期間①及び②の被保険者期間はいずれも別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月12日から40年2月5日まで  
② 昭和40年7月1日から44年1月21日まで

年金事務所から「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 愛知厚生年金 事案6173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月10日から49年7月26日まで

A社を退職した後の昭和50年2月10日に脱退手当金が支給された記録となっているが、手続をした覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同裁定伺によれば、昭和50年1月25日（1回目は、49年8月13日）にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、50年2月10日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、戸籍の附票の住所地と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約2週間後の昭和50年2月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の4事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 愛知厚生年金 事案6174

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月12日から36年12月27日まで  
脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 愛知厚生年金 事案6175

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から30年7月20日まで

私は、A社B支店を退社後に、脱退手当金の手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付欄」には、脱退手当金支給額及び支給年月日の記載が確認でき、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年9月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月6日から37年12月21日まで  
② 昭和37年12月21日から39年9月11日まで

私は、A社B支店及び同社C支店での勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月2日から31年12月30日まで  
② 昭和32年6月26日から同年12月21日まで

脱退手当金が支給されたとする時期は妊娠しており、つわりがひどく、手続のために出かけられるような状態ではなかった。

申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は年金制度の知識が無く、請求した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、A社を退職した約1年後の昭和33年12月27日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が34年1月23日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6178

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月29日から35年1月1日まで

確認はがきにより、脱退手当金を受け取ったことになっているのを知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月8日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年2月8日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえしない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和51年9月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえしない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月2日から35年2月9日まで

私は、結婚のためA事業所を退職した。退職の際、事業主から反物をもらったが、脱退手当金が支給された記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年6月20日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年4月23日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6180

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月27日から41年3月21日まで

私は、ねんきん特別便で昭和41年4月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月17日から40年3月20日まで  
② 昭和40年4月22日から41年9月11日まで

私は、脱退手当金をもらった記憶は無かったので、日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立てをした。脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月1日から44年1月1日まで  
② 昭和45年3月2日から49年8月31日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時の申立人の実家の住所地及び申立人が勤務していたA社及びB社の事業所名が記載されており、厚生年金保険脱退手当金裁定伺によれば、実家の住所地近くの金融機関で隔地払いされたことが確認できる上、申立期間②に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年11月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から43年8月1日まで  
脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺によると、当該請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、昭和46年3月3日に当該請求書が受理され、同年4月23日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月23日から40年12月8日まで  
結婚のためA社を退職した。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年12月8日の前後2年以内に資格喪失した者27人のうち、受給資格者26人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人について支給記録が確認でき、そのうち14人が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6185

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月25日から35年3月26日まで  
② 昭和35年4月1日から39年6月1日まで

当時は、脱退手当金の制度も知らなかったし、受け取ったという記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6186

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月28日から36年2月3日まで  
② 昭和36年2月7日から41年3月26日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、請求の申請をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から34年3月31日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年3月31日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録が確認でき、このうち10人について資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録がある同僚は、「申立期間に係る事業所を退職時に、担当者から、お金をもらうか、積み立てておくかを聞かれた記憶があるので、私の脱退手当金は、会社が請求手続をしたと思う。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 5 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和56年11月1日まで厚生年金保険被保険者資格の取得が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6189

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月19日から34年5月1日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和34年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。